

## 令和元年度堺市要保護児童対策地域協議会代表者会議

日時：令和元年11月7日（月）14：00～

場所：総合福祉会館5階第3研修室（A・B）

### ■司会（司会者：事務局 石戸）

定刻になりましたので、ただいまより、令和元年度堺市要保護児童対策地域協議会 代表者会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、子ども家庭課の石戸でございます。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。

本協議会は、市域全体の各機関の代表者で構成される「代表者会議」、各区に区域の関係機関の代表者で構成される「区代表者会議」があり、その下に3カ月に1回程度、支援対象の全児童の進行管理を行う「ケース連絡会」と、個別のケースについて具体的な支援内容等を検討する「個別ケースカンファレンス」があります。

区代表者会議はすでに8月～9月にかけて開催されており、本日は各区で議論された課題や取組等について共有し、市全体としての具体的な方策等について議論を深める場として、忌憚のないご意見をいただきたいと存じます。

では、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

本会議の次第、座席表、委員名簿、本協議会設置要綱、本日の資料といたしまして、

資料1．平成30年度堺市における児童虐待に関する状況

資料2．令和元年度児童虐待防止への取組状況

資料3．令和元年度要保護児童対策地域協議会 区代表者会議の要約

資料4．児童虐待防止対策新たなルールについて

・オレンジ&パープルリボンキャンペーンのチラシ

・短期里親チラシ

・堺市里親会「つながり会」より

ベイビーブルーリボンのロゴの入ったエコバッグ

「さとおや大募集」チラシ

・子どもの戸籍を作るためにチラシでございます。

なお、議事を記録するため、録音させていただきます。予めご了承ください。また、本会議は、市民の方への情報提供のため、公開とさせていただいております。委員の皆様には、個人を特定する情報等の発言については控えていただきますようお願いいたします。

なお、本日の会議を傍聴される方はお一人です。それでは開会に際しまして、岡崎子ども青少年局長よりご挨拶を申し上げます。

#### ■開会の挨拶

○岡崎子ども青少年局長　　本当に本日はお忙しい中、令和元年度要保護児童対策地域協議会代表者会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、平素は本市の福祉行政、初め、市政各般にわたりまして、ご協力とご理解をいただきまして、ありがとうございます。

今、ちょっとお話がありましたけど、オレンジ&パープルリボンということで、11月は児童虐待防止推進月間でありまして、11月12日から25日までは、女性に対する暴力をなくす運動期間であることから、一定、毎年ですけれども、11月を中心に啓発活動に取り組んでおります。

皆さんご承知のことと思いますけれども、8月に厚生労働省が発表しました、平成30年度の児童虐待相談対応件数は約16万件と、過去最多を更新してございまして、本市におきましても同様に、30年度は2,170件ということで、29年度の約1.3倍ということで、過去最多となっております。

このように相談対応件数がふえているということと、それから皆様、これもご承知のように、虐待死亡事案が続いたことから、国のほうでも児童虐待防止対策の新たな取り組みが打ち出され、関係機関の連携の強化ということが言われています。

また、大阪府下の動きとしましては、本年8月に大阪府知事を座長、大阪市長と堺市長を副座長とする、大阪児童虐待防止会議が開催されました。子どもを虐待から守る環境づくりを進めることとして、重大な児童虐待「ゼロ」宣言が採択されました。児童虐待の未然防止、早期発見、虐待を受けた子どもさんの保護や支援及びその家庭への支援に、この協議会のネットワークを最大限に生かして取り組んでいきたいと思っておりますので、またよろしくお願いたします。

本日は、皆様におかれましては、それぞれの立場から忌憚のないご意見をいただけたらと思っておりますので、よろしくお願するとともに、今後とも、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたしましてご挨拶とさせていただきます。

今日はよろしくお願いたします

○司会（石戸課長）　　続きまして、委員の皆様方のご紹介についてでございますが、時間の関係上、まことに申しわけございませんが、お配りしております名簿、座席表等をご確認いただければと思っております。また欠席、代理出席の方についても同様に、名簿をご確認いただければと思っております。

なお、名簿のほうで、一番下、38番、堺市里親会、門屋委員におかれましては欠席となっておりますが、本日出席に変更となっております。どうぞよろしくお願いたします。

また、本協議会の事務局として、子ども家庭課の職員のほか、各区の代表者会議の事務局であります、区の子育て支援課からも各1名ずつ。また、子ども相談所からも職員が1名参加しております。

なお、お配りしています、堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱のほうで、6月1日付で改正したものをお配りしております。改正内容としましては、最後のページの、別表第5中に、下から2つ目、教育政策課を追加、追記しております。変更は以上でございます。

それでは、本会議の会長は、堺市要保護児童対策地域協議会設置要綱第4条の規定によりまして、子ども青少年局長が務めることとなっております。それでは岡崎局長、会議の進行をお願いたします。

## ■議事の進行

○岡崎会長　それでは改めまして、要綱によりまして、本会議の会長を務めます岡崎でございます。今日のご協力よろしくお願ひいたします。これから失礼して、着座にて進行をさせていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきます。まず、1から3まで、一括して説明をお願いしようと思っております。1から3の説明を聞いていただきまして、その後にご意見を頂戴したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、次第の第1の「平成30年度堺市における児童虐待に関する状況」について、事務局のほうから説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（子ども家庭課子ども養護係 森山）　それでは、事務局子ども家庭課、森山より、資料の説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

お手元にごございます資料1、「平成30年度の堺市における児童虐待に関する状況」をごらんください。

まず1番、児童虐待通告受理件数の（1）児童虐待通告件数の推移をごらんください。

表の一番右になりますが、平成30年度に子ども相談所が受けた虐待通告件数は1,304件。一方、全7区の家庭児童相談室が受けた虐待通告件数は616件で、堺市全体では、合計で年間1,920件の通告があったということになります。前年度の1,582件から約20%増加しておりまして、平成26年度から一貫して増加しております。

次に、（2）対応別内訳についてです。表の下側30年度ですが、全市合計で見ますと、全体の約80%に当たる1,527件が在宅で見守りとなっており、通告後の対応として、地域で見守りを続けるケースがほとんどであることがわかります。

やむを得ず、どうしても保護の必要なケースについては85件という数ですが、一時保護となっております。表中の「その他」の内容ですが、調査後一旦指導した上で終結したケースや、通告を受けたが児童の特定ができないものなどとなっております。

次に、（3）経路別内訳です。子ども相談所と家庭児童相談室と分けて記載しております。

まず子ども相談所ですが、ほとんどの通告が警察からとなっております。これは警察から

の通告先は原則子ども相談所となっていることに起因しています。

次に家児相ですが、保健福祉総合センター、児童福祉施設や学校といった、児童の所属する各関係機関からの通告が多いことがわかります。表中の「その他」といいますが、匿名で通告されたものや、NPO法人、救急隊などが当たります。

前年度と比較しますと、子ども相談所が954件から約35%増加しており、主に家族・親戚、近隣・知人、警察からの通告が増加しています。

(4)の区域別内訳については、前年度と比較して、中区の家庭児童相談室が82件から約35%増加しておりますが、家庭児童相談室全体としては微減となっております。

続いて2ページ目をごらんください。こちらは子ども相談所と家児相で虐待相談があった子どもの実人数の統計です。

まず、(1)児童虐待ケースとして見守っている対象児童数の推移です。平成30年度に堺市全体で児童虐待ケースとして見守っている対象児童数は3,455人となっております。前年より約15%増加しています。虐待通告件数と同様、一貫して増加となっております。

次に、(2)虐待種別内訳をごらんください。例年とおおむね同様の傾向となっており、合計としては心理的虐待が最も多い種別です。子どものいる家庭でのDVが児童への心理虐待に当たるとして通告されるようになったことが大きな要因となっており、前年度の1,227件から約20%増加しています。

次に、(3)年齢別内訳をごらんください。こちらもおおむね同じ傾向で、乳幼児期の見守り人数が特に多くなっています。

次に、(4)虐待者別内訳をごらんください。例年同様、実母が1,949件で約56%ともっとも多く、次いで実父、実父以外の父親の順になっています。

(5)の各区域別内訳については、前年度より増加しております。

最後に3の児童虐待相談対応件数ですが、こちらは子ども相談所、家庭児童相談室が受け付けた虐待相談に対して行った助言指導や、継続指導等の対応件数です。例年、新聞報道等で発表される数字ですが、堺市でいいますと、こちらの表の2,170件という数字がそれに当たります。

以上でございます。

○岡崎会長 ありがとうございます。次に、次第2ですけども、「令和元年度児童虐待防止への取組状況」について、説明をよろしく願いいたします。

○事務局（子ども家庭課子ども養護係 森山） 続きまして事務局より、「令和元年度児童虐待防止への取組状況」について説明させていただきます。

資料2をごらんください。例年の取り組みと重複する部分もありますので、概要を説明させていただきます。

虐待の未然予防につながる施策として、（1）子育て支援に向けた取り組みがあります。子育て支援に向けた取り組みは、①妊娠期から出産にかけての支援、②乳幼児期の支援、③子育て中の親子が集う場の提供支援の3つに分類しています。

①妊娠期から出産にかけての支援として、特に支援を必要とする保護者を早期に発見するため、市として積極的にかかわりを持っています。例えば3番の「妊娠届出時や転入時の面接」を全数実施しています。5番の「子育てアドバイザー派遣事業」では、乳幼児のいる家庭を訪問し相談に応じています。そのほか、1ページに戻りまして4番ですが、望まない妊娠をされた方の相談窓口として、「妊娠SOS」の周知も行っています。

2ページにまいりまして、②乳幼児期の支援についてですが、こちらにおいても、6番の「乳児家庭全戸訪問」や、3ページ目になるのですが9番の「乳幼児健康診査」といった、出産をされた保護者へかかわりを持てる取り組みを行い、支援が必要な保護者を早期発見し、虐待の未然予防につなげています。

そのほか、育児に疲れを感じた方や、緊急的、一時的に養育できない方のため、2ページの7番の「一時預かり」や、8番の「子育て短期支援事業」といった取り組みがございます。

3ページの③子育て中の親子が集う場の提供支援として、「みんなの子育て広場」を34カ所で実施しています。

また、高島屋堺店にあります「キッズサポートセンターさかい」で、親子の交流や子育ての相談ができる場を提供しています。

次に、（2）児童虐待防止への啓発についてです。「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」については、チラシのほうをお配りさせていただいておりますが、今年度も児童虐待防止月間である11月を中心に実施しております。

児童相談所全国共通ダイヤルの「189」について、さらなる周知を図っています。

次に、(3) 関係機関等からの通告体制を整備強化する取り組みとして、引き続き、子ども家庭課の職員による学校への訪問及び虐待対応に関する説明を行っております。

また、子どもたち自身が相談できるよう、「189」などの相談先が記載されたカードを市内全市立小学校の1年生、4年生へ配布しています。

4ページにまいりまして、(4) 児童虐待対応の強化については、昨年度から引き続き実施しております。

(5) 研修その他による人材の育成については、令和元年度から(5)-2「医療機関への研修会」を実施しております。堺市医師会、堺市歯科医師会と連携し、児童虐待・里親制度の現状や情勢の理解を図るため、研修会を開催し、その理解や啓発を図っております。

最後に5ページ目の「その他」でございます。①「DV避難児童等心理ケア事業」につきましては、DV被害から避難し、本市に居住する児童と保護者に対して、新たな環境での安心・安定した生活の支援、DV避難児童の心的外傷からの回復を目的とし、心理ケアを実施しております。

そして②番、こちらが令和元年度からの取り組みになりますが、「未就園児全戸訪問事業」です。児童虐待の早期発見・早期対応のため、地域の目が届かない未就園児がいる家庭を訪問し、養育環境の把握及び目視による児童の安全確認を行うことを目的として実施しております。

「令和元年度児童虐待防止への取組状況」については以上でございます。

○岡崎会長 ありがとうございます。続きまして次第3でございますけども、令和元年度要保護児童対策地域協議会の区の代表者会議の報告のほうをお願いしたいと思います。

各区のほうから、それぞれよろしく願いいたします。

○中区役所子育て支援課長(山田) 中区役所子育て支援課の山田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

中区では、8月19日に里親制度について、子ども相談所の里親担当のほうから詳しいお話を聞かせていただきました。それにつきまして、「議題に対して主な意見」を3点ほど挙げさせていただいております。

特に、泉ヶ丘学院の職員の先生のほうから、まさしく目の前で家庭の再統合をなされて

いて、非常に難しさを感じている、居所秘匿のケースがふえており、そういった場合、なかなか里親さんへの委託というのは難しいというようなお話を聞かせていただいたのが印象的でした。

「会議で議論して得られた成果・良かった点」ですが、相談所の職員のほうから、1週間や1カ月といった短期間からでも里親になってもらえること、また一時保護を里親に委託できることなど、一般的に知られている里親制度とはまた違ったような形態ができていたりことや、近年、里親さんが地域で孤立しないようにというところで、支援の体制が少し充実してきているのかなというようなお話をいただきました。

また、保健センターの方からは、ちょうど里親さんをしていただく世代が50歳、60歳代が多いというお話の中で、保健センターを利用される世代もちょうど合致する部分もありますので、そういったところの特定の年齢層に向けた啓発の仕方など、一緒に考えることができるのではないかなというようなご意見もいただきました。

また、その他ですけれども、なかなか関係機関と行政の連携がわかりにくいという地域の方のお話がありまして、それぞれの支援の方々の役割のことをもう一回お話させていただき、やはり子どもを守るために地域の連携とか情報交換というのは非常に大事であるというようなご意見を、お互いに交わすことができまして、認識を改めて共有できたことが成果だと考えております。

以上です。

○東区役所子育て支援課長（伯井） 東区役所子育て支援課課長の伯井です。私のほうから、東区の代表者会議の報告をさせていただきます。

日時のほうは、9月30日に開催させていただきました。

主な議題としましては、「里親制度と里親の体験談について」、ということです。このテーマを設定した理由としましては、いろいろな事情によりまして家族と離れて暮らさなければならない子どもたちを、一定期間家庭の一員として迎え入れ、愛情と理解を持って育てる里親の制度や、里親家庭の現状について、理解を深めるということで、テーマを設定させていただきました。

議題で出ました主な意見ですけれども、「大人の都合で生活事情が変わってしまうことは、生まれてくる子どもに対して申し訳なく思う。目の前の子どもに愛情を注ぎ育てるこ

とについては、実親も里親も違いはないと感じた。」また、「里親制度についての知識が深まった。今後、里親の輪が広がって、養護を必要とする子どもが一人でも多く、健全な心の安定と愛着が得られるようになることが重要である。」というような意見が出ました。

「会議で議論して成果・良かった点」でございますけども、制度説明につきましては、里親支援専門相談員の方から、また体験談としまして養育里親の方から、お話をいただきました。

堺市内には、社会的養育の一つである児童養護施設はたくさんあり、充実しておりますけども、家庭養育である登録里親の数はまだまだ少なく、里親制度についての周知をしていきたい、という意見がありました。

また、「里親家庭で子どもの可能性を引っ張り出すことが、将来を担う子どもたちの成長に繋がっていくことが里親の大きな役目であり、また、子どもの成長とともに、里親自身も子どもたちに育ててもらっていることを日々感じている。」、「里親になったことで、同じ里親さんや支援機関、地域との交流など今まで以上に付き合いの幅が広くなり、また、夫婦で子育てのスキルや方法について学ぶことができた。」という養育里親さんからの話がありました。

それを聞きまして、「里親としての苦労や喜びの様子など貴重なお話を聴き、里親制度や里親家庭について、理解を深めることができた。」という成果が得られました。

以上でございます。

○西区役所子育て支援課長（森村） お世話になっております。西区子育て支援課の森村と申します。

西区では、9月27日に代表者会議を開催しました。ことは「引きこもり支援について」という題で、堺市ユースサポートセンターの木之元センター長よりお話をいただきました。

お話を要約しますと、引きこもりを、予防の観点から考えると、児童期からの生活の中でのさまざまな経験による人間関係の土台づくりが大事であると言えます。

一般的には、児童期に、人とつながる土台をつくっていきます。その時期に人を信頼することができたり、社会へ出ていくための親との愛着という心の安全基地を持つことができたり、家族、学校、地域など、コミュニケーションのお手本になる人たちがおり、この

人たちのまねをして、人間関係をつくる経験を積んでいきます。

もし、成長の過程の各年齢で体験するはずの経験が不足し、人とつながる土台がつかられていないと、自分がどんなふうになればよいのかというお手本や目標がないので、想像がしにくくなります。それにより、失敗を恐れたり、意欲の低下や、すぐ諦めてしまったりし、不登校から引きこもりがちになり、結果的に社会参加が難しくなることとなります。

要保護児童は、家庭内の土台が整いにくい環境に置かれています。そのため、子どもたちの成長のためには、家族以外とのかかわりがとても大切ですとのことでした。

講義の最後にグループワークをしまして、要保護児童の子どもたちが、どんな機会や、経験があれば、社会や人とつながる力を身につけるでしょうかという題で話し合いまして、各グループで意見を発表してもらいました。

一例では、地域、学校で役に立つ経験をさせる、役割を持たせることで自信につながる。例えば、ボランティア活動などに取り組みせるといった意見が出ました。

会議のアンケートでは、会議で議論して得られました成果・良かった点としまして、「引きこもりはそもそも社会との繋がりが少なくなり、当事者や家族が引きこもり状態であることを隠していることが多いため、見えにくいという問題意識を持つことができた。」「堺市ユースサポートセンターの引きこもりにおける役割、支援内容等様々な取り組み事例を交えながら知ることができた。」「今年度はグループワークを実施したことにより、普段の所属団体以外の方と話をする機会が持てた。」「児童期に将来引きこもりにならないために、何ができるかを考える良い機会になった。」という回答をいただきました。

以上でございます。

○南区役所子育て支援課長（音田） 南区子育て支援課の音田でございます。よろしくお願いたします。

8月30日に区代表者会議を開催いたしました。主な議案として、「DV家庭の子どもに係る各機関の役割について」ということで、やはり近年ケースの中で、DV家庭が誘因となって、さまざまな養育の困難な事案が出てくるということで、このテーマを設定したところでございます。

その中で、各学校の機関などの発言の中では、やはり引きこもり、不登校等の相談の中

で、過去にDV被害を受けているのが散見されるケースがあり、やはり無力感や罪悪感など、場合によっては暴力的な行動など、さまざまな支援が必要やということで、丁寧な支援が大切だというご意見をいただきました。

そのほか、地域の主任児童委員の方々からは、やはりDVに関してお話が出てくるそうです。その中で、「聞いた」、「どうしたらいいのかな」、ということでは、区役所に繋いだ、でも繋いだ後の状況をどう対応していったらいいのかということで悩むときもある、というご意見もいただきました。やはり地域の中で安心して安全に暮らせるという場を提供していくということが本当に大切だなということは、改めて会議の中で共感できたところでございます。

また、関係機関なのですが、やはり低年齢児であっても、面前DV、家庭の中で暴力があるということは、子どもの成長に対して大きな影響があるよ、悪い影響があるねということでは、皆さん本当に大切なことであるということを確認しておられました。

そのほかにも、やはり近年ケースが重篤化していく対応が多く、各機関の対応範囲を超えていることが散見されるというご意見がありました。そこで、やはり区代表者会議という顔の見える関係をつくりまして、関係機関が連携し、強化していくということが、問題解決をしっかりと取り組んでいける体制づくりに重要なのかなということを確認でき、すばらしい到達点であったのかしらと考えております。

以上でございます。

○北区役所子育て支援課長（宮崎） 北区子ども支援課の宮崎でございます。どうぞよろしく願いいたします。

北区は9月3日に開催させていただきました。この区代表者会議、要対協の分なのですが、けれども、メンバーさんのほうの入れかわりもございますので、要保護児童対策地域協議会の仕組みや意義、それから守秘義務等、その辺のところを再確認させていただきまして、事例検討を通して、参加機関がそれぞれの強みを生かしたかわりがどうできるか、意見を出し合いながら、それぞれの機関がどんな機関なのか、また相互に確認し合う場とさせていただきます。

その中で、「議題に対して出た意見」が、「家族の中でキーパーソンを見極め、関係機関が関係を作り結びついていくことが大切ではないか。また情報共有の仕方についても、

子どもを軸に考えられているかをもう1度考えなければいけない。」

「各機関がどんな支援をどこまで出来るのか、お互いの良さを発揮できるポイントはどこなのか。お互いの役割や立場を理解し調停した上で、今後どういう連携ができ、ケースをアセスメントしていく中でどれだけ情報を取れるか、情報を取れた中で正確なケースワークを出来るかというところに、今後の対応の良し悪しが決まってくるのだと思われる。」

また、「児童の最善の利益を追求していく、何か虐待事案が起こった時に児童のために何が出来るのかを考えていけたら、今日の会が有意義な会になると思われる。」というように意見をいただきました。

この会議で議論して得られた成果と良かった点なのですけれども、事例検討を具体的にしていた中で、各関係機関がどのような支援をできるのか話し合ったことで、名前とか、どういう役割かというのはわかっていんやけども、どんな動きをしているのか、どこまで支援してもらえるのかわからない部分があったということで、お互いの関係機関を知ることができてよかったというご意見をいただきました。

また、参加者全員の中で、改めて各機関の連携を行っていくことや情報共有していくことの必要性や重要性を共有出来たということで、結論を出させていただいたという次第でございます。

以上でございます。

○美原区役所子育て支援課長（山本） 美原区子育て支援課の山本でございます。よろしく願いいたします。

美原区では、区会議は9月5日に開催をいたしました。主なテーマといたしましては、いのちの授業の取り組みについて。これは区内の3つの中学校と保健センターが連携をしまして取り組んでいます、赤ちゃんふれあい体験というのがあります。こちらのほうの取り組みにつきまして、保健センターのほうから報告をいただきました。

また、関係各機関との情報交換も行っております。

そして、「議題に対して出た主な意見」でございますが、「暴力防止プログラムを小学校で実施している。暴力について考える時に、「いのち」は大事な問題。中学校で徹底して行っているのが凄い。」「自分の職場の児童養護施設に入所している中学生が通ってい

る学校でもこのような授業がある。授業を受けた感想を聞くと、今まで一度も親に会った事がなく、親の事を気にする事がなかったが知りたくなると言っていた。家族と暮らしている子どもとは違う視点で授業を受けていると感じた。」

また、「日頃からの連携が大事で、色々な情報を集めて何か気になることがあれば、できるだけ早期に関係機関へ連絡して子どもが健全に育っていけるようにしていきたい。」ということが出てまいりました。

次に、「会議で議論して得られた成果・良かった点」でございますが、まず、「中学校でのいのちの授業を開催することで、中学生と赤ちゃんやその母との関係だけでなく、開催に携わるボランティアを通して地域のつながりが生まれることが改めて共有できた。」

また、性的マイノリティの方への入り方や障害児の方を持つ親御さんの子育ての話まで踏み込めていないという課題についても共有ができました。

そして、「心と体の成長が著しい時期にいのちの授業を聞くことで、自分のストーリーを振り返り心身を大切に思うことができる。また、自己肯定感を高めることで、他人の心身ひいては将来生まれてくる我が子への慈しみの心を育てることにつながる。このような授業が行われることで、未来の児童虐待防止にもつながっている。」というのが出てまいりました。

以上でございます。

○事務局（子ども家庭課 岩本） 堺区につきましては、事務局のほうから説明をさせていただきます。

堺区につきましては、8月23日に「子ども食堂について」というところで議題をさせていただきます。

「議題に対して出た主な意見」としまして、1つ目でございますけれども、「子ども食堂が、ご飯を食べにくるだけではなくて、様々な子どもたちの居場所になっていることが分かった。」というような意見が出ております。

その中で、「会議で議論して得られた成果・良かった点」の1つ目になりますけれども、「食事が満足に取れていない子や昼夜逆転している子、不登校の子等が来ている。」ということがわかったというところです。

下から2つ目になりますけれども、その不登校の子がいるために、家庭教師と提携して

学習支援を行っているということがよかったというところと、また、最後になりますけれども、この子ども食堂を通じて地域のコミュニティ力を再活性化することを目的に始めた。子ども食堂を始めてから、子どもさんとの距離が近くなりまして、地域の子どもたちとの顔つなぎもできまして、地域ぐるみで子ども達を見守る意識ができてきたというような成果・良かった点が挙げられています。

以上、堺区の報告です。

○岡崎会長　ありがとうございます。今、ちょっと走って説明のほうをさせていただきますけども、1個目の30年度の児童虐待に関する状況、2つ目の令和元年度取組状況、3つ目の区代表者会議の報告ということでございますが、何かこの3つの点について、何でも結構ですのでご意見、ご質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

○仲村委員　よろしいですか。子ども食堂というのは校区単位になるのかなと思うのですが、堺全体でどれぐらいあるのですか。

○宮前委員　校区単位ということではなくて、子ども食堂を開きたいという意思を持っておられる団体であったり、それは地域の団体であったり、あるいはNPOさんであったり、さまざまなのですけれども、その方たちがそれぞれの場所で開いてくださっています。

今現在ネットワークに入っている方で、50団体ほどございます。

○仲村委員　例えば子ども食堂を始めてみたけども、やはりやめますということはないですか。

○所委員　社会福祉協議会の所と申します。今、堺市のほうから子ども食堂ネットワークの事業を受託しております。その関係で発言させていただきます。

先ほど、今50団体が加盟しているということの報告がありましたけれども、このネットワーク事業は3年目になるのですけれども、幸いネットワークに加入していただいた団体が活動を休止するというケースは、今のところない状況になっております。

それは、ネットワークを通じて、市民の方、もしくは企業等、そのあたりからご寄付などをいただきながら、皆さんグループの中で共有して使っていたり、あるいは、情報共有、50団体と言いましたけれど、今、堺の7区中5区で、区単位の自主的なネットワークもできておりまして、そういったネットワークの中で、お互い情報交換であったりとか、活動の工夫なんかを協議しながらやっておりますので、堺の場合は、ま

だ活動休止した団体というのではないような状況になっております。

○仲村委員　　おおむねうまくいっていて、成果が上がっているというようなところの受けとめ方でいいのでしょうか。ありがとうございます。

○岡崎会長　　ありがとうございます。ほかに何かご意見、ご質問ございますか。

○西川委員　　子ども家庭支援センター清心寮「リーフ」の西川と申します。1点が、ぜひとも皆様のほうにお願いということと、1点がご質問になります。2点合わせてお伝えさせていただきます。

まず1点目が、先ほど区代表者会議、各区の取り組みの内容の中で、里親をテーマに取り上げていただいたというご説明をいただきました。どうもありがとうございました。

私どものほうも、児童家庭支援センターとあわせまして、里親支援事業のほうを展開しておりますが、やはりその中で、今現在一番ネックになっているのが何なのかということ、そもそもこの里親というものが、まだまだ市民の皆様に周知いただいていない状況があるというところがあります。

あわせまして、この里親というものは、一部のいわゆる特定の人間だけが認知していればいいものではなくて、里親さんのところでお預かりしていただいている子どもさんについては、その地域で生活をする、育つ、というところの観点から考えたときに、まさしく、地域に関係するさまざまな機関の皆様にもこの里親というものをご理解いただくのと合わせて、里親さんと子どもを支えていただくというところにおいて、ご尽力をいただきたいと考えております。

そういった意味で、今回要対協のほうでもいろいろとテーマで上げていただいていたところもございますが、今後、もしできましたら、皆様が所属されておられます各機関におきまして、現業の先生方に対しましても、あわせてこういった里親の啓発をさせていただけるような機会を頂戴できればありがたいと思っておりますので、皆様、何とぞその点またご検討願えたらというふうに思います。これが1点目です。

2点目なのですが、私どもの児童家庭支援センターの事業の中で、やはり気になっているのが、虐待の予防、あるいは防止に向けた地域の取り組みの中の主要な機関の1つに、保健センターもすごく大きな役割を担っていただいていることと思っておりますが、僕の勉強不足のところのあるのですが、家児相さんのところの数字としては出てきてはいるの

ですけれども、実際その保健センターのほうで、こういった虐待のいわゆる予防、あるいは防止の観点から、すごく尽力、ご対応いただいております実情なんかが、もしわかるようであればありがたいかと思うのですけれどもいかがでしょうかというご質問です。

以上になります。

○仲村委員　　ちょっとご質問いいですか。今のご発言に。子ども会の仲村と申します。

今、子ども会で研修会なんかをよくやりまして、今度、人権をテーマに、子ども会の研修をやろうという話になっています。

今のお話の中で、里親なんていう制度も余り認識されていないので、テーマとしてはおもしろいかなと思ったのですけれども、例えば、これを子ども会で啓発の意味も含めて何かやるとなったら、具体的にはどんな形が考えられますか。

○西川委員　　ご提案させていただけるものは幾つかございますが、まずは知っていただきたいというところから、子ども会でご活動されておられます皆様に、この里親制度、あるいは知識というものをぜひともご説明させていただく出前講座的なものが、もしご提供させていただけるようであればありがたいと思います

あわせて、それぞれ子ども会にご所属されておられます皆様の中で、例えば自営をされておられる方であったりとか、あるいは何かしら活動をされておられます方々につきましては、例えば事業所のほうでポスターを掲出いただいたり、あるいは活動を通して、その活動のメンバーの方々に、里親に関するチラシ、リーフレットなんかをお配りいただいたりというふうな形でご協力いただくこともありがたいなというふうに考えております。

簡単に言いますと、まずはそういったところがございます。

○岡崎会長　　今の西川委員さんのほうからも、機会とかいう話がございましたので、啓発とか。今、仲村委員さんがおっしゃっていましたように、また何かあれば、西川さんのほうに連絡先をお知らせしますし、今のことをお聞きいただいて、そういうふうな出前講座みたいなことのお考えがあれば、子ども家庭課のほうに言っていただきましたら、西川さんに繋いでいただきたいと思いますので、またよろしく申し上げます。

あと、1点、西川さんのほうから質問で、保健センターの取り組みについて、松田さん、よろしく申し上げます。

○松田委員　　保健センターでは、保健師さんが赤ちゃんの全戸訪問で見守る。そういつ

た対策を、第一にやっております。その他、子育てアドバイザー、これは子育て支援課なのですけども、そういった情報を得て、赤ちゃんについては保健師さんも全戸訪問、各戸訪問をして見守るといような対策をしております。

また、出産を控える方につきましては、母子手帳を交付する中で、不安とかを聞き取る中で、そういったご相談に乗っているというところをやらせていただいています。

以上です。

○岡崎会長　西川さん、よろしいですか。ありがとうございます。ほかに何かございますか。

大島先生。

○大島委員　小児科医会の大島です。先ほど、美原のほうから、いのちの授業をしているという、非常にすばらしい取り組みではないかなと思うのですけども、美原区以外のところでは、どういうふうなことが行われているのか、いないのか、ということが1つ。

もう一つは、最初のほうで、指摘があったように、望まない妊娠というのは非常に問題であるということは共通した認識としてあると思うのです。つい先日も、私の働いている病院で、20週妊婦が、子どもは死ぬし、お母さんも非常に重症化する、痛々しいものがあったのですけども、やはり妊娠SOSの啓発というのをやられていますけど、やはり重要なこととしては性教育、小中学生レベルからの性教育というのが、やはり非常に重要で、日本ではなかなか進んでいないことですが。それは、そういうことを堺市の中で取り組んでおられるところがあるのかどうか。それと、今後そういうことの予定はあるのか。その2点について教えてください。

○岡崎会長　性教育については、教育委員会さん、何かございましたら。

いのちの授業については、宮前委員より説明させていただきます。

○宮前委員　1年間に行った正確な回数まではちょっと今持ち合わせておりませんが、これは美原区に限らずほとんどのところで行われております。

区単位ということではなくて、学校単位であったりとか、こども園であったりとか、各年齢に応じて、例えば4、5歳の子であれば4、5歳の子がわかるような内容で。また、中学3年生なら中学3年生なりの発達段階に応じた形でのいのちの授業というのが、各施設のほうで行われております。

それぞれ本当に、例えば4、5歳の子だったら、赤ちゃんがどういう形で生まれてくるのかというところを、実際に産道にくぐってくるような体験をさせるような形で行われています、中学3年生については、学校で習う、それを若干超えるような形での、先ほど大島先生がおっしゃったような、いわゆる性教育に当たるようなところにまで踏み込んだ形で、命というのはこういうことで大事だからということをお教えるような内容になっています。このようにさまざまな内容で開かれているというのが、実情でございます。

○中達委員 生徒指導課の中達と申します。

望まない妊娠、性教育が重要というところなのですが、実は昨年度、平成30年12月に性暴力のほうでということの絡みで、性暴力防止対策推進委員会ということで、教育委員会の中に附属機関というものを置きました。その中で、まず、それは性暴力の防止という観点で、一応小学校、中学校に対しての公教育のほうに対してのガイドラインを作成ということを、今取り組んでいます。

その中で、このガイドラインができれば、次はやはり望まない妊娠というところの性教育が重要だという話は、委員さんたちからも話が出てきておまして、今後文科省のほうの学習指導要領の範囲というものが、かなり厳しいという面はあるのですが、その中で、今後どういったもので、小学校、中学校、高校に対しての性教育が進められていくかというのは、今まさに進めていきたいなというところで、今検討しているところです。

以上です。

○岡崎会長 ありがとうございます。大島委員さん、よろしいですか。

ほかに。門屋さん。

○門屋委員 里親会の門屋と申します。先ほどの性暴力の話で、先日、大阪の親子サポーターをされている辻由起子さんが、結構小学校5年生レベルで、もう性暴力について、デートDVなんかについてはお話をしていかないと、その後、もう中学生になってしまうと、ある意味暴力的な支配に追従してしまう女の子というのができてくるというのが、もうエビデンスが出ているというようなお話を聞いております。

なので、うちにも子どもがいて、堺市のいのちの授業を毎年受けさせていただいているのですが、結構世の中で起こっていることと、いのちの授業で、すごく温かく、ほんわかしているところとの乖離みたいなのは保護者としてもすごく感じていたりはその

で、そこら辺をもう少し充実させていただいて、そういった性暴力から子どもを守るというところを強化していただけるとありがたいなと思います。

○岡崎会長　今の発言は、ご意見としていただくということでよろしいですか。ありがとうございます。

まだ時間のほうはございますので、また後で聞いていただく機会も設けますので、次の案件ということで、児童虐待防止対策の新たなルールということについて、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

○事務局（子ども家庭課 岩本）　資料4の説明をさせていただきます。子ども家庭課の岩本といいます。着座にて説明をさせていただきます。

ホチキス止めのもの、一枚物のリーフレット、もともとはカラー刷りのものなのですが、このリーフレットを使わせていただきまして、説明をさせていただきます。

「児童虐待防止対策の新たなルールについて」というところなのですが、何が新たなルールかというところの辺の説明をさせていただきながら、ご理解いただければなというふうに思います。

まず、「新たなルール策定の経緯」というところで、2枚目のスライドになるのですが、一番左にこのルールが策定された経緯の中で、東京都目黒区の虐待死事件というのがございました。御存じの方もおられるかと思いますが、概要は、香川県から東京都目黒区へ転居されたケースというところです。香川県でも虐待があり、一時保護もされていた事案となっております。父親は傷害容疑で書類送検されるも不起訴となっているような事案です。転居されるわけなのですが、先に父親のほうが目黒区のほうに移っています。その後、母子がともに後を追う形で香川のほうから目黒区のほうへ転居されているというような事案です。

目黒を管轄しています品川の児相が、香川県の児相から連絡を受けまして家庭訪問をするも、面会を拒否されたというようなところでして、その後、死亡した事案となっております。死亡後に、子どもの反省文といたしまして、非常に、もう、お願い、許してください、というような手紙の内容が、ニュースに流れたというところで、本件を覚えておられる方もたくさんおられるかと思います。

こういったところから、7月20日ですけれども、緊急総合対策というところで、国の

ほうが通知を出しているというところです。

この対策の中では、緊急に対策するもの6項目、総合的に対策するもの6項目というところで挙げられております。

その後12月18日になりますけれども、総合強化プランといたしまして、これは7月20日の緊急対策にある1つの項目として挙げられています、児童相談所の体制の強化というようなものがここでは挙げられています。

こういうところの対策を打っている中で、今回、新たなルールとしてポイントとして挙げます、野田市の虐待死事案がございました。

ここは次のスライドで説明をさせていただきますので、少しはしよらせていただきますが、緊急総合対策の徹底強化というところで、野田の事案があった後、2月8日に緊急の安全確認としまして、児童相談所で在宅指導をしている全てのケースについて1カ月以内に安全確認をすることなどが、この2月8日で言われています。

そして、その中で、新たなルールを設定していくことということで言われました。その中で2月28日に新たなルールの通知文が出されたというところです。

その後も、札幌で2歳の女の子が身体的虐待によって、母親と交際相手から虐待を受けたという事案がありまして、6月7日に、またルールの徹底というところの通知が出ているというような経過がございます。

今回は、この2月28日の新たなルールについて、説明をさせていただきます。次のページ3枚目をご覧ください。

「新たなルール策定の経緯」というところがございますけれども、先ほどから言いました野田市の事案の説明をさせていただきます。

29年8月に糸満市から野田市のほうへ転居、親族からのDV情報なんかは伝えられておられません。

11月6日に、小学校がいじめに関する調査を実施しまして、「お父さんに叩かれた」というような記載があったというところで、そういったことから、小学校が野田市に虐待の通告をしたというところです。

同日付で児童相談所が、この児童さんを一時保護したというところです。

その後、1月15日ですけれども、教育委員会が本児童の書いたアンケートのコピーを

実父に渡してしまったというところが、1つのポイントとなります。これが、次の4ページ目にございます、☆1とリンクするような形となります。

2月26日に、実父が、「お父さんに叩かれたというのは嘘です。児相職員には会いたくない」と書かれた手紙を児相職員に見せたというところで、証言が、「お父さんに叩かれた」という証言がひっくり返るというようなところとなっております。

1月7日からは、本児童が小学校を欠席してしまして、その後11日に、「沖縄に行くため、1か月程度欠席する。」というような連絡があって、その後、本児は死亡したというところでは。

この、「沖縄に行くため、1か月程度欠席する。」という部分についてが、4ページ目の☆の2つ目の部分とリンクするという形になります。

こういった事象を捉まえて、4ページになりますけれども、「新たなルールのポイント」というところで言われております、2つ説明をさせていただきたいと思っています。

☆の1つ目ですけれども、先ほど来言いました、アンケートのコピーを実のお父さんに渡してしまった、ということが1つ目。

2つ目につきましては、連携における主な留意点というところで、沖縄のほうに1か月欠席するというような事象があって、そのときに各機関はどのような連携をしていくかというところ辺の説明をさせていただきたいと思っています。

この「新たなルールのポイント」というのは、通知文として出ております。

また、下のほうの「関連する通知文」とございますけれども、そこでも同じように連携強化の通知文というものであったりとか、「情報共有通知」というものであったりとかという通知文がこの2月28日付で出ているような状況となっております。

それでは、☆の1つ目の説明をさせていただきたいと思います。5ページ目をごらんください。

「新たなルールのポイント」というところで、※1、※2という形で挙げさせてもらっています。

もともとこの※1という部分につきましては、「市町村・児童相談所は、」というところになりますけれども、保護者に虐待を通知する際には、子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かさないということを徹底するというところで、

これにつきましては6ページ目の一番下のところに、児童虐待の防止等に関する法律というものに基づきまして徹底されているというところですが、改めて、新たなルールとして徹底しましょうというところでは、

※2につきましては、法にきっちり記載はされていない部分がございますけれども、主語がかわっておりまして、「学校・保育所等は、」というところでは、保護者から情報元に関する開示の求めがあった場合、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないということです。

ここは、当然ながら先ほどのアンケートというところで、アンケートを学校が保護者のほうに伝えてしまったというところがございますので、ここは当然の話となるのですが、ここも注意しながら対応してくださいというところで、新たなルールのポイントとして挙げられています。

続いて6ページ目をごらんください。「連携強化通知」の通知文になります。

※1、※2というのは、先ほどの新たなルールのポイントとリンクしていますので、よらせていただきますけれども、この「連携強化通知」の中では、(1)から(4)までの項目が挙げられています。ですので、6ページは飛ばさせていただきます、7ページ目に移させていただきます。

7ページ目につきましては(3)番ですが、(3)番ですけれども、「保護者からの要求への対応について」というところでは、

さまざまな保護者さんがおられますので、そのときの対応というところでは、学校等は、保護者が児童虐待の通告や児童相談所による一時保護、継続指導等に関して不服があり、保護者から学校等に対して威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、複数の教職員等に対応する。そして、次の行の、組織的に対応する。そして、次の行の、市町村・児童相談所と、太字で書いていますけれども、情報共有する、ということで、関係機関が連携して対応することというところで書かせていただいております。

(4)番につきましては、後で述べさせていただきます。

続いて、8ページ目になりますけれども、「2 ケース対応において留意すべき事項」というところでは、

(1)番の「学校等からの通告・相談における連携」というところでは、この※2、※

3という部分については、あえてこのようにさせていただいてまして、※2というのは、先ほどの情報元にアンケートを見せたというような部分のものとリンクしています。※3につきましては、9ページ目のスライドの部分とリンクしていますので、あえてこのような形で記載させていただいております。

※2になりますけれども、学校等又はその設置者からは、「通告の事実」、また新しい言葉が出てきましたけれども、この「通告の事実」というのは下にございますとおり、「通告の情報元＝虐待を認知するに至った端緒や経緯」というところで、千葉県のアンケートというようなことを指します。これを保護者に伝えないようにすることということで言われております。

※の3番ですけれども、市町村・児童相談所は、学校等又はその設置者からの通告は、地域、近隣住民あるいは家族、親族からの相談とは異なりまして、通告した機関が特定される可能性が高いことを説明するということで、学校は少しリスクがあるというようなところになっております。

9ページ目をごらんください。先ほどの※3番の部分で、リンクする部分になるのですが、一番下のところの、「告知するかしないかを協議・確認するなど、」というところになりますけれども、こういうところで、保護者さんと、対応方法につきましては事前にどうしても通告したことがばれてしまうというようなところがございますので、綿密な協議を行いまして、今後協力を依頼するということで言われております。

10ページ目が、今言った部分の「まとめ」ということで書かせていただきます。ここを見ていただければわかりやすいかなというふうには思うのですが、上の段のところで、地域、近隣住民、家族、親族等が通告をしたということで、受けたのは区役所の子育て支援課、子ども相談所、この部分についての通告元の秘匿というのは、当然ながらペケということになっています。

左側です。子どもが虐待の申し出をしました。学校・保育所等がその申し出を受けました。そして、区役所子ども相談所のほうに通告しました、という流れの中で、まずは「情報元」と書いているところで、ペケになっていきますけれども、ここは、先ほど来のアンケートのようなことを指しまして、ここは絶対言ってはならない、秘匿にしなければならない、というところなんです。

また、子ども相談所、そして区役所からの「通告元」というところにペケはついていませんけれども、ここは「協議」という形で書かせていただいています。これは、先ほど、9ページ目にありました、綿密な協議によって協力等々を依頼していきながら、ケース・バイ・ケースに応じて対応していくというようなこととなります。

当然ながら通告元を明かさないでほしいということでありましたら、ここはペケになるのですけれども、そのあたり、綿密な協議によって協力依頼をしていきながら、ケース・バイ・ケースによって、この通告元を明かしながら保護者対応をしていくというようなことを言わせていただきたいと思います。

次のページをごらんください。11ページ目になりますけれども、堺市子どもを虐待から守る条例というところで、一枚物のリーフレットと一緒に説明をさせていただければというふうに思います。

通告や関係機関の協力につきましては、非常に大事であるというところは、先ほど来から説明をさせていただいています。関係機関等がどのような責務のもとで子どもを虐待から守るかについて記載されました、堺市の条例を説明させていただきます。

真ん中あたりにございますとおり、23年6月23日に施行されたというところでございます。当時、「広報さかい」にこのリーフレットを折り込みまして、全戸配布しているような状況です。

ポイントにつきましては、4つございまして、市の責務、保護者の責務、市民の責務、関係機関等の責務というところで、責任を明らかにしているというようなところでございます。

特に第7条3項ですけれども、これは11ページ目のところの3番を見ていただきたいのですけれども、「関係機関等は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するように努めなければならない。」ということに記載させてもらっております。

これにつきましては、保護者の責務にもございますし、市民の責務にもこの条文がございまして、ご協力をお願いしますというような条例となっております。

また、リーフレットのほうになりますけれども、第9条の早期発見の●3つ目になりますけれども、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告機関に通告するとともに、必要な支援について協力するように努めることということで、協力ばかりで

恐縮なのですけれども、この条例の目的等々をご理解いただきまして、子どもを虐待から守るために引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上、条例の説明となります。

続いて、12ページ目ですけれども、2つ目の☆の説明をさせていただきます。ここにつきましては、先ほど説明しました、沖縄に1カ月行くので欠席します、という保護者さんからの話によって、その後、児童さんが亡くなられたというところの部分の新たなルールというところになります。

1つ目の○ですけれども、要保護児童等について、学校・保育所等は、欠席の理由について保護者から説明を受けている場合、これにつきましては沖縄に行くからというような説明を受けている場合であっても、休業日を除いて引き続き7日以上欠席した場合、括弧を飛ばしまして、最後の2つ目の行ですけれども、「市町村又は児童相談所に情報提供する。」と。欠席の理由いかににかかわらず、7日以上欠席した場合につきましては情報提供してください、というものになっております。

そして2つ目の○ですけれども、この情報提供を受けた市町村、児童相談所は、さらに詳しく状況を聞きまして、組織的に評価した上で対応をしていくということになっております。

13ページ目をごらんください。情報提供の通知です。現状を13ページ目でお伝えさせていただきます。

情報提供の対象となる児童になりますけれども、要対協におきまして、児童虐待ケースとしまして進行管理をしている、学校とか保育所等の子どもさんということになります。

また、その情報提供の頻度につきましては、堺市におきましては3か月に1回実施しております。この中身というのは、出席の状況であったり、体重であったり、発育の気になる点であったり、清潔さであったりとか、虐待をほのめかすような部分があるか、ないか、というところ辺の情報提供となっております。

そして、緊急の対応ですけれども、定期的な情報提供の期日より前であっても、不自然な理由等々がございましたら、すぐさま市町村のほうに通告することというふうな形となっております。

これが現状なのですけれども、新たなルールとしまして、14ページ目をごらんくださ

い。

先ほど来から同じ説明になりますけれども、○1つ目ですけれども、アンダーラインのところ、休業日を除きまして引き続き7日以上欠席した場合につきましては、速やかに情報提供することということと、また、○2つ目ですけれども、学校・保育所等から、さらに情報提供をきっちりとりまして、組織的に区役所や、児童相談所につきましては、対応していくというところが言われております。

最後に、ですけれども、15ページ目をごらんください。

「まとめ」としまして書かせていただいております。新たなルールというところで再度説明させていただきますけれども、ここでポイントとなるのが、要対協のケースでというところがございます。

要対協のケースで、引き続き7日以上欠席した場合につきましては、必ず区役所の子育て支援課のほうに情報提供していただくというところで、「情報提供する前に、」という括弧書きのところですけれども、「学校・保育所等において、家庭訪問等により状況把握に努めてください。」と書かせていただいております。

また、情報提供後も、区子育て支援課により家庭訪問等により状況把握を依頼される場合がありますので、引き続きご協力をお願いしたいというところで、これは条例の協力の部分もございましたけれども、関係機関の責務として協力いただきたいというところがございます。

最後に16ページ目ですけれども、情報提供としまして2つお知らせさせていただきます。

「大阪児童虐待防止促進会議の取組」というところです。これにつきましては、座長を大阪府知事、副座長を堺市長、大阪市長、委員としましては、市長会の泉大津市、町村会の太子町、そして府警本部がトップにいまして、その下に実務者を置いて、以下の(1)から(5)などなどの取り組みを行っているところがございます。

(1)の、オール大阪での啓発の活動としましては、11月の児童虐待防止推進月間を中心に、大阪府下の首長が児童虐待の啓発活動を行っております。11月1日では全首長がオレンジリボンのジャンパーを着用しまして啓発を行っております。

2つ目、LINE相談です。若年層とのコミュニケーションがSNSに移行している中

で、相談しやすい環境を整備するものでございまして、大阪府、大阪市、堺市の共同運営で、次年度実施する予定となっております。

子ども家庭総合支援拠点の設置の促進というところです。この「拠点」の意味ですがけれども、在宅支援を中心とした専門的な相談対応、必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークを行う拠点となっております。堺市では、各区の子育て支援課のほうで、その業務を担っております。

ここにつきまして、府下で43団体のうち13団体が設置をしているというところがございます。堺市は、この機能は有しているものの、職員の部分の配置がまだ満たない部分がございますので、設置を目指そうとしております。

4つ目ですが、「警察との定期的な合同研修の実施」というところで、年度内に警察さんのほうから自治体職員向けに研修会が開催される予定となっております。これは、自治体からの要望に伴いまして実施していただくようなものとなっております。

5つ目です。「精神科医との連携」です。虐待死の事例の中には、養育者に精神疾患がある事例が例年一定数含まれていることがございます。ですので、精神疾患のある養育者への相談支援体制の強化というのを図っていくべきというのが、国の提言でも示されておりました。精神科医との連携が重要であるということが認識されております。ですので、周知を行うことによりまして、お医者様から、児童虐待の未然防止、早期発見につながられるような情報提供をいただきまして、児童虐待未然防止をすること期待しているところでございます。

最後に189の説明です。12月からこの189の通話料が無料化されるということになっております。相談自体は現在無料なのですが、通話料は必要となっているような状況です。半数近くが、この通話料が発生することを伝える冒頭のアナウンスで電話を切られてしまうというところがございます。児童相談所に189の通告の内容が繋がらないというような部分がございます。ですので、国のほうとして、無料化を実施するよう今後の予定、12月からやるということになっております。

以上、情報提供2つです。

以上をもちまして資料の説明をさせていただきました。ありがとうございました。

○仲村委員 189は携帯でも大丈夫なのですか。

○事務局（子ども家庭課 岩本） 一部のIP電話からはつながらないということにはなっているのですけれども、固定電話、携帯電話、大丈夫です。

○岡崎会長 よろしいですか。ありがとうございました。

今ちょっとご質問がありましたけれども、ほかに何か、次第4についてご質問はございますか。

20分間の説明でしたが、基本的には新たなルールということで、特に、休日を除き引き続き7日以上欠席した場合の情報提供というのが新しいルールとして出てきているようですが、学校園等とあるのですけれども、教育委員会さんのほうで日ごろの対応ということで、何かこの点についてあります。

○中達委員 失礼します。7日間ルールということで、今、この児童虐待のほうは新たなルールとして紹介は上がっているのですけれども、実は生徒指導上という点でおきましては、平成27年度の、川崎市の生徒が、いろんな集団のグループの子たちから、たしか殺害されて川辺に遺棄されたという事件があったのですけれども、そのときに、その生徒さんは、担任さんとつながっていたけれども、欠席が続いていたということがありました。

その件を受けて、不登校の子どもに対しても同じように、休日を除いて7日間以上欠席がある場合は、すぐに教育委員会に連絡をすることというのは、もう以前から出ておりますので、それに従って、学校園には通知をさせていただいています。

以上です。

○岡崎会長 ありがとうございます。既に一定のルールで通知はされて、実行されているということでございますけれども。

仲村さん、何かあります。

○仲村委員 ありますけど、今のテーマとちょっと違うのかなと思って。

○岡崎会長 では、まず次第4について。ほかの方、ご質問ございますか。

岡村委員さん。

○岡村委員 堺市総合医療センターの岡村ですけれども、ちょっとわかりにくかったというか、私がまた理解できにくかったのでご質問させていただきたいのですけれども、いわゆる子ども相談所とか、それから子育て支援課に関して、通告元を言うか言わないかということに関しては協議するというふうな話、というのは、我々病院から通告した場合、多く

の場合、実は堺市だけではなくて府の場合もそうなのですけども、病院から通告したことを親御さんに言ってくださいと、言われることが実際は結構多いのです。何故かと言ったら、いや、どうせわかりますからという、確かにそうなのですけども、そのように言われると、ちょっと困ることがあるのです。

例えば、帰宅させた後そういうことになった場合、これは、きっちりともう1回相談という形で、考えさせてもらってもいいのですか。

○事務局（菅原子ども相談所長）      ありがとうございます。子ども相談所でございます。今のご質問なのですけれども、ケース・バイ・ケースにはなるのですけれども、多くは、医療機関さんのほうから虐待通告を頂戴します場合には、基本、その親御さんが病院に連れていかれて、その病状、けがの具合、どれも親御さんの言うておられる説明と明らかに食い違いが大きいというような場合に、大体通告というのは頂戴するが多いのです。そして、その内容をお聞きして、そのおけがの度合いからお子さんを親御さんのもとにお返しすることがとてもできない。例えば一時保護のような場合が想定されるのですけれども、そういった場合には、当然子ども相談所は親御さんのほうに返さないでくださいと。まずは病院のほうでお子さんを引きとめておいてくださいというお願いを、通告を受けましたらするものですから、当然、子ども相談所が親御さんにそのご説明をさせていただくときに、きっかけというのがやはり要りますものですから、子ども相談所へ寄せていただいた、そういった場合には、おけがのぐあいから、病院さんのほうからご案内をいただいたのでという、この入り口のきっかけをいただきたいものですから、そういうご説明、案内になることが多いということでございます。

○岡村委員      それはわかるのですよ。ただ、非常に難しいのは、親御さんの言っている話とけがとが結構一致はしているのだけでも、保護者の態度とかそういうのから見たときに、例えば、入院あるいは外来のところで見たときに、これはかなり臭いなど。というのを我々どちらかという通告する方向で今持っていつていることが多いのです。

ですから、そういう場合に、病院から通告したと言ってしまつては、逆にもう一度来てほしい場合に来られなくなつたりなつてしまつたりすると、少し困るなというところがあるかなということになります。

それと関連して、今言った、かなりグレーというか、グレーではないかもしれないけど

もという場合に、我々は要対協で保護されているお子さんかどうかというのはわからないので、要対協でフォローされているお子さんが、そういうグレーっぽくて来られた場合と、全然ノーマークでやはり全然何もないというのとでは少し違うから、一度、問い合わせたりすることもあるのですが、そういうときには、どこにどういう形で問い合わせるのが一番いいのかどうか。

2つ重なって申しわけありません。

○事務局（菅原子ども相談所長） 今のご質問の内容は、ケース・バイ・ケースと私が最初にご説明させていただいたところになるのですが、こうだからこうだという、そういうルールめいたものはなかなか難しいところがございます。

ですから経過の内容ですとか、また、ありますのが、一旦お子さんを受診させて治療を終えて、お子さんを返した後で、ご連絡ご相談をいただく場合も結構あるんですね。一旦返したのだけれども、今おっしゃっていただいたようにグレー、ひよっとしたらお母さん、お父さんの言っていることが正しいかもしれないけども、医療ケアの立場として少し心配しているのだというような場合もございます。そういった場合には、もちろん後になってしまっていますから、もちろん先生方とのご相談にもさせていただきますし、それから関係先のほうから、もしくは子ども相談所のかかわるところから、ちょっと気になる点があったので家庭訪問させていただきましたというように、まさに通告元を明かさない、ちょっとぼやかした表現方法で親と接触、もしくはその後、所属等がお子さんにある場合でしたら、学校ですとか、保育園ですとかに、その以後にご確認をさせていただいたりするような形で、例えば学校で現認させていただいたのだけれどもというような言い方もできる場合もありますので、それはケース・バイ・ケースで、今おっしゃられたように通告元が何がしかの不利益をこうむらないように、その配慮をさせていただいておりますし、これからもそういう形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○岡村委員 2つ目の、要対協のフォローケースかどうかということなのですが、結構我々、実はグレーでも白かなと思って、一旦保健センターに電話したら、実はフォロー中でしたとかいう話があって、ああ、とかいうことがあるのですが。それは保健センターのほうに問い合わせるといふか、連絡するという形のほうが。あるいは？

○事務局（菅原子ども相談所長） 通告先は子ども相談所だけではございませんので、地域の区役所の子育て支援課でも結構ですし、それは一番関係のとれているところでも結構ですし、今言っていただきましたように、特にここでないといけないということもございません。

○岡村委員 どうもありがとうございます。

○岡崎会長 次第4の件ではかにもございますか。よろしいですか。

では、全体的に何かご意見、ご質問ありましたら。

○仲村委員 永藤市長が子ども相談所の専門職を増強するというようなことをうたっていらっしゃると。まことに結構なことやと思うのですが、知識や経験があつてこそその専門職なので、そういう方が容易に補充できるのかなというのが1点。

もう1点は、そうおっしゃりながら、児童自立支援施設の建設の中止ということをおっしゃっていると。お答えいただける範囲で結構ですので、その中止に至った経緯と、それから、中止に伴うデメリット、考えられることはないのかなということをお話いただけたらと思います。

○岡崎会長 まず1点目なのですが、児童福祉司等を3年間で増強するという話で発表させていただきました。これについては、当然、社会福祉職とか、心理とか、そういう資格を持っている職を採用させてもらうということになりますので、今後採用試験で段階的にという形になると思います。

あとは、資格職なのですが、当然人材育成という観点がございますので、それは子ども相談所ないしは市の中で、こういった形で育成していくかというのは今検討しているところでございますというのが1個目でございます。

2個目は。

○事務局（本村児童自立支援施設整備室） 児童自立支援施設整備室の本村といいます。今、仲村委員からご質問のありました、児童自立支援施設の整備の中断につきましてご説明させていただきます。

もう皆様の中でも御存じの方もおられるかもしれませんが、8月22日の記者会見で永藤市長から公表させていただきました。

これまでの経過でございますと、平成31年1月に、堺市立児童自立支援施設基本計画を

策定して、公表させていただきました。

6月に永藤市長が就任をされ、大阪府と積極的な連携を進めるという基本方針の1つとして、事業の必要性や整備手法などをゼロベースで点検する中で、歴史とノウハウもございます、府立の児童自立支援施設に、子どもへの支援につきましては、しっかりと確保した上で、子どもたちに不利益が生じることがないことを前提としまして、大阪府の児童自立支援施設への事務委託の継続について、改めて協議をすることを、永藤市長から大阪府の吉村知事に申し入れをされました。

吉村知事から、前向きに検討するとのお返事をいただきましたので、この基本計画につきましては一旦中断をさせていただいて、大阪府と事務レベルで協議を進めていくということになりました。

現在、大阪府と事務レベルで、協議、検討をしているところでございます。

次に、施設の整備を中断すること、もしくは結果的に中止になった場合のデメリット等につきましては、堺市内に整備する場合と比較して、子どもたちへの不利益が生じないことを前提に、協議をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岡崎会長 仲村さん、よろしいですか。

○仲村委員 ありがとうございます。一言加えるならば、皆さんの立場ではいろいろ問題があるのでしょうか、こうだと思ふことがあったら、行政マンのプライドでもって、ある意味、戦っていただきたいなというふうにも思いますし、それから、一部議員さんの発言によりますと、支援をしなければいけない子どもたちのことを、何か厄介者扱いをするような発言があるというようなことも聞き及んでおりますので、そんなこともあってはいけないなということだと思ふので、皆さんもご認識いただけたらなと思います。

以上です。

○事務局（本村児童自立支援施設整備室） 支援が必要な子どもたちをどうしたらいいか、ということは認識していますし、市長も認識されていますので、その点はご心配ないと思っております。

○岡崎会長 大江さん。

○大江委員 今の児童自立支援施設の件なのですが、やはり政令市にとって、児

児童自立支援施設の設置は義務になっておりますので、まず、やはり堺市内にあるということも大事なことだと思うのですね。やはり遠い堺市外にある施設でいいのか、ということもありますし。

令和6年には開設を目指してというご説明が過去にあったと思うのですけれども、そこより後退しないか。また、人数的に予定していた以上を確保できるのか。やはり児童自立支援施設を必要とする子どもたち、困難を抱えているということになると思いますので、その子たちに対する社会的養護の観点から後退しないかというところを、本当に注意していただければ、というのがこちらの意見です。

○事務局（本村児童自立支援施設整備室）      ありがとうございます。ご意見として承って、これから大阪府と協議させていただきたいと思っております。

○仲村委員      もともと大阪府がつくれと言ったのにね。

○岡崎会長      もともと政令指定都市ということで、設置義務がありますが、児童自立支援施設を持っているところは、政令指定都市でも数が少なく、大体、都道府県の児童自立支援施設で補完できています。その中で、大阪の場合は、かなり施設の定員が一杯でしたので、堺市での整備を進めてきましたが、先ほど説明がありましたように、事務委託の継続について協議をする場ができましたので、まず一旦その協議の場でどうやって進めていくかということ、当然子どもたちを支援することを前提として、今、協議を行っているところでございます。

○門屋委員      堺市里親会でも、社会的養護の子どもさんをお預かりして、非常にさまざまな生育歴の中で、生活するのに困難、いろんな支障を来すお子さんが中にはいらっしゃいます。その中で、セーフティネットとして、児童自立支援施設の果たしていただく役割というのは非常に大きくて、私たち、安心して子育てをするというか、社会で子育てをするといったときに、やはりそういった受け皿がないということは、物凄く精神的な不安定なところにつながっていきますし、先日からの社会的養護の懇話会でも、児童養護施設さんからの要望でも、児童自立支援施設というのは非常に必要な施設であるということは、堺市里親会だけではなくて、施設側からもおっしゃっていただいています。里親だけではなくて、もう今在宅の、普通に子育てをされているご家庭で、行き場をなくすお子さんたちというのがたくさんいらっしゃると思うので、不利益を生じさせないとおっしゃってお

いでなのですけど、もう実際、不利益が生じていることについて、非常に実感しております。

SDGs 未来都市、人権都市として堺市、政令指定都市としての役割も果たしていく上で、やはり児童自立支援施設がないということは、とても恥ずかしい。大人として恥ずかしいと私は思っております。

○大江委員　　もう一言だけ。実際やはり児童自立支援施設が存在しないことになると、堺市内でなかなか利用できないということになってしまいますと、やはり本来児童自立支援施設が合っているお子さんが違う施設に実質入ってしまうということになりかねないと思うのですね。

そういうことで、見えないところで、合っていない子どもが違う施設に入ってしまうというようなことで、その子自体にもよくないですし、その周囲にとっても、やはり影響を与えてくることになると思います。

先ほど義務になっているけれども設置していない政令市も多いというお話はありましたけれども、やはり義務は義務ですので、設置していないところがあるからいいということではなくて、やはりきちんと設置するという方向で検討いただければというのが意見です。

○事務局（本村児童自立支援施設整備室）　　僕の説明が足りなかった部分もあるかもしれませんが、今回の児童自立支援施設整備の計画につきましては、一旦中断という形をとらせていただいております。ただ、それはもう児童自立支援施設をつくらないということではなくて、新たに大阪府と、堺市からの事務委託について、受け入れ人数等については、これから協議、検討をさせていただくのですが、受け入れ人数を決めて、堺市の子どもを、大阪府の施設で見いただくことを考えております。

もともと基本計画では2寮体制、いわゆる複数寮が要するという考え方から、定員40名と、基本計画の中で計画しておりましたが、児童自立支援施設への入所児童数につきましては、これまでの過去10年の平均では20名前後という実績があります。これらのことも踏まえて受け入れ人数等詳細につきましては、これから大阪府と調整させていただいて、新たな事務委託として堺市の子どもたちの受入れについて検討させていただくということになっておりますので、計画していたものがゼロになるということではないということ、理解していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○仲村委員　　どうなるかはいろいろあるのでしょうけど、何よりも堺の主体性を大事に頑張っていたきたいと思います。

○岡崎会長　　ありがとうございます。ほかに何かございませんでしょうか。

○山本達也委員　　今のお話を聞かせていただいているとちょっと思ったのが、過去に虐待とか、あと保護が必要な児童に関して、まだ堺市のほうにそういう施設がないので、府の施設にという話をしたときに、堺市さん、本来つくって、自分のところでしなければならぬのに、仕方がないですね、それならうちで預かります、そんな話が現場であるということをお聞きですか。

実際に政令都市になってから、まだそういう施設がつくられていないと、ほんまは堺市市がつくってそっちでやらないといけない話をうちに持ってくるのですかみたいな、何かそんなのが現場の中であるというのが、実際に現場に聞いてもらったら一番わかると思うのですけど。

それで、堺市のほうの担当の職員なりが、何かすごく嫌な思いをしながら、済みませんと言って、何かお願いせなあかんという、そういう現状がある。

その中で、今回、府も堺市も、首長がかわって、その辺のこともわからずに、その事務委託云々の話だけでいってしまうというのも、すごく怖いなというか。今、ではすぐにそういうのが必要な子ども、それなら、では、どうするのという話が、何か飛んでしまってへんかなという気がすごくして、怖いなというのが正直なところです。

別に政治批判をするつもりでも何でもありませんけど、やはり本当に今必要な子ども、児童というのがいるのですから、その辺をもうちょっとスムーズに考えて、何か逆にそういうことがあるので、いや、堺市、意地でもつくるよというところまで、やはりいっていただきたいな、というのが、僕が今聞かせていただいている、思うところです。

ちょっと質問もよろしいですか。各区の代表者会議なのですが、ここの要項に書いてある、別表3ないし4に定めている関係機関に、これはぜひとも将来的に入れていただけたらなというのが、民の部分です。

実際、最初のほうで意見が出ていましたけども、子ども食堂のおかげで、自分も堺区のほうの子ども食堂のネットワークの立ち上げで最初かかわらせてもらっていて、自分がしている子ども食堂というのが、本当に家庭に課題のある子どもというのがあったのと、も

ともと虐待のほうにかかわらせていただいているというのがあったので、その辺で、どうしても生の声というか、子ども食堂の中で見えてくる、子どもの様子とか、親の様子とか、その辺って、なかなかこう、ここでは、堺区ではやっていただいたのですが、それは間接的な内容であって、直接、もっとこの場で、毎回ではなくても、個人として入るのではなくてもいいのですが、何かもうちょっと民の部分というのも入れていただいたほうがいいのかというふうに思います。

それと、これは質問ではないのですが、この間、ちょっと児童虐待のことで、ある大学生から依頼があって、虐待のことを卒論でやりたいと思うと。そんな中で、いろいろやりとりをしている中で、改めて自分自身も虐待って一体何やろうとか、身体的とかネグレとか、どうのこうのとありますけども、その中で、いろんなやりとりをしている中で、何かこの辺、ちょっと忘れていたなという部分がいろいろあったんですね。

特に今日なんかでいいますと、朝ニュースで見たら、両親が自分の子どもにエアガンを撃ってというような、そういう虐待があった。最初は警察とかに、3歳の長男が、1歳の子を撃ったと。何なんというのが正直なところで、ただ、その両親にとっては、自分の子どもをエアガンで撃つというのは何ともないこと。自分の子どもやのに。何か、あたかもほかの物を撃つように撃った。

その部分、防止策という部分でいったら、そんな親に対して、何が必要あったんやろうとかいう部分で、さっき命の大切さとかいう話もありましたけども、もう一回、何かいろいろ分析しなおす、そういうことが必要な時期に来ているのかなというふうに、やはりすごく思いました。

特に自分の、この委員として入らせていただいている立場として、人権という部分でかわらせていただいているとか、入らせていただいていると思うので、その辺でいうたら、やはり自分がやったことに対して間違っている、それが、行為自身が間違っているとか、その辺の認識がないというのが一番やはり共通していえる部分なのかなと。

例えば、人に対して人権侵害をやりました、何かおかしいの。普通に言っただけ、やっただけという感覚と、児童虐待、自分の子どもやからこんなのをやって何が悪いというのは、よく似ているような、何かそんな気もするので、そういう意識的な部分というのは、やはり子どものときからいろいろ教えていくとか、本当に先ほどの命のという部分は、

まさにそうなのかなとかいうふうに、先ほどから話を聞いていて思わせてもらったりもしたので。

何かあえてその防止というのをいろいろ説明もしていただいている、何か新たなルールの部分で聞いていても、逆に何でこれが新たなルールならだろう、そんなのは常識と違うんといつて、正直、申しわけない言い方ですけど、そんなの親に見せんで、やっている人間に見せたら反対に子どもに、おまえ、何言うтонねんというふうになってしまうのも当たり前の話やし、何かこんなことをわざわざ言わんと機能しない状況があるのかなと、逆に不安になるというか、そういうふうにも思ったので。

だから、その辺、何かまた新たに今までのことも総括しながら、また新たなという部分は、やはり必要な時期に、虐待に関しても来ているのかなという気がする、その辺も、何か具体的にそういう部門みたいなのをつくってもいいのかなとかいうふうには思ったりします。

以上です。

○岡崎会長　ありがとうございます。今の発言はご意見ということで承ります、基本的に、児童自立支援施設に入所が必要な子どもは大阪府の施設に入所して支援していただいています。

次に、これまで堺市で施設整備することになっていりましたが、今後、それを大阪の施設でお任せすることができないかということで、きちんとその場をつくるのをどうしていくかという話をしていこうということなので、いろいろご意見もあるとは思いますが、私どもはそういう形で堺の子どもたちをどうするかという観点で、大阪府と話をしていきたいと思っています。それから、ご理解いただいていると思いますが、今支援が必要な子どもたちは、当然大阪府の施設の事務委託で支援させていただいているという状況ですので、誤解のないようにお願いします。

後は要対協の委員さんなので、基本的に民間の方がどういう形で入っていけるかというのは、それはまたおっしゃっていただいたようには、委員ではなくて、そういうことを聞くとか、そういうのがあるのかどうかというのは、ちょっとまた事務局のほうで検討をさせていただきたいと思います。

3つ目のおっしゃっていただいたように、新たなルール、確かに当たり前といえば当た

り前ですが、そういうことが起こったので、きちんと認識しましょうということで通知のほうも来ていると思います。

あと、啓発ということで、事前の防止策というのは、行政としても打っているし、皆さんもやっただいていてと思うのですが、そういうような意識を持つということについて、どう考えていくかというのは非常に難しい問題であって、なおかつ、やらなければならないことだと思いますので、その辺は、ある意味では皆さんがそういう形で心にとめておいていただいて、やっていただくというのも一つの考え方もあるし、今後どうしていったらいいか、どう展開していったらいいかということも、ご意見があればいただけらと思いますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

そういうことで、後にご質問、ほかに意見とかございましたら。

○大久保委員 失礼いたします。堺の児童養護施設部会の大久保と申します。先ほどの児童自立につきまして、ちょっと施設の立場からお話させていただきたいと思うのです。今ご承知の方が多いかと思いますが、堺、4つの児童養護施設がございまして、今その児童養護施設が向こう10年で向かう方向性というのが、今まさに堺市当局と進めながら作成しているところ、来年4月からの施行に向けて全国の児童養護施設が作成してという中で、今一番大きいのは、里親の委託の推進というのが一番大きなテーマで、施設に入所している子どもも、なるべく里親に委託していきましょう。そして、そこを一番メインにして、それ以外の子は地域のグループホームのようなところで地域展開をしていきましょう。施設本体の子どもたちをどんどん地域に出していくとか、本体自体を小規模にしていって、小さくしていきましょうという流れの中で、新たに大きな施設をつくるというのは、流れとしては確かに難しくなっている状況というのはあるかと思うのですけれども。

ただ、先ほどからも話がありましたように、堺の4つの児童養護施設に、本当にいろんな大変なケースのお子さんをお預かりして、ほとんど半数以上が虐待を受けたお子さんでという中で、また、堺市の社会的養育の方向性の一定その要保護児童の必要数として、先ほども少しお話があったように、検討会の中で、一定これぐらいの数、将来的にも必要なという中で、そう大きくやはり数は下がってこないのかな。それだけやはり必要なのかなという見立てがあるという中で、在宅のお子さんもたくさんいる中で、やはり受け皿として児童自立というものの設置を期待しているところですし、何より施設としては、今入

っている大変なお子さんの避難場所というか、一旦ここから児童自立にまた一時保護というか、していただいて、クールダウンするような、そういう機能としてもすごく期待をしておりました。

ですので、やはりその必要性ということを感じておりますし、そのことをまた改めてご理解していただきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○岡崎会長　ご意見ありがとうございます。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

時間のほうもかなりたちましたので、申しわけないのですが、特にご意見ございませんでしたら、ここで終了とさせていただきます。

今日は本当にいろいろな、さまざまなご意見、ありがとうございます。また、取り組みについてのご意見もいただきましてありがとうございます。また、これにつきましてまた。

あと、ちょっと済みません。申しわけないです。チラシをいただいているので、その件についてございましたら、よろしく願いいたします。

○金森委員　失礼いたします。大阪法務局堺支局長、金森と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、法務局の中でも人権擁護機関、あるいは人権啓発機関として、この会議に参加させていただいております。

いろいろな話を伺う中で、我々法務局、SOSミニレターであるとか、女性の人権ホットライン、子どもの人権110番ということで、直接お子さんやDV被害者のほうからの相談を受ける対応をしておりますけれども、その相談内容をしっかりと受けとめて、皆様方とともに虐待防止に努めてまいりたいと、改めて感想を持ったところでございます。

また、啓発機関としても、人権擁護委員の皆様方とともに啓発活動を行ってまいりたいと思っております。

法務局の業務の中身は、人権のほかに戸籍事務というのがございます。お手元のほうに、「子どもの戸籍をつくるために」というチラシを1枚配らせていただいております。直接児童虐待と関係ないのではないかと思われるかもしれませんが、今ここにお集まりの皆様方、無戸籍の子どもさんの情報に接する機会というのは一般の方々よりも多いので

はないかと思ひまして、この機会にお配りしたところでございます。

戸籍がないということは、日本人としての証明がされないということでもございます。ということは、こういう行政サービスからのセーフティネットからも漏れてしまう可能性のあるという事態でもございますので、ぜひ無戸籍の状態にあるという子どもさんの情報に接された場合には、堺市の戸籍の担当部署、あるいは我々、法務局のほうに一度相談するようにというふうにご説明をお願いしたいと思ひまして、本日チラシを配らせていただきました。

どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○西川委員 改めまして、子ども家庭支援センター清心寮「リーフ」の西川と申します。

本日この場に堺市里親会の会長、門屋会長もご同席いただいておりますけれども、ただいまから、この里親会の事務局のほうを私どもが受け持っておりますので、その事務局として、里親会のご紹介をさせていただきます。

本日はお手元のほうに、この「さとおや大募集」という薄い水色の資料のほうをお配りさせていただいていると思ひます。

それともう1点、お荷物になって非常に申しわけございませんが、こういった袋、トートバッグもお配りさせていただいております。

いずれも、堺市里親会といたしまして、この里親の普及啓発活動に取り組んでおります。その一環といたしまして、本日皆様にお配りさせていただいている次第でございます。どうぞお持ち帰りいただきまして、特にチラシにつきましては、関係部署の皆様にも、ぜひご周知いただけたらありがたく存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

あと、もう1点、短期養育里親募集というチラシも同封しておりますので、こちらをあわせてご啓発のほど、よろしくお願ひします。

ちなみに、先ほどちょっとご質問がございました、私ども子ども家庭支援センター清心寮「リーフ」の連絡先も、このチラシのほうに記載してありますので、もしご要望等ございましたら、ご遠慮なくこちらにご連絡いただけたらと思ひます。

以上でございます。

○岡崎会長 ありがとうございます。では、先ほど家庭課という話を申し上げたけど、こちらに連絡させていただいてもいいということですね。ありがとうございます。チラシ

の堺市里親支援機関というところですね。もし、里や制度のことでいろいろとご説明とかが必要であればということで、よろしく願いいたします。

それでは、長い時間にわたりまして、いろいろご意見をいただきましたけど、ありがとうございました。行政だけでは児童虐待防止というのはできませんので、今後とも皆様方のお力をおかりしながら進めていきたいと思っておりますので、これからも関係機関の皆様のご協力をお願いいたします。

また、今日はいろいろとご意見をいただきましたけれども、その中で、また来年度に向けてような形でご意見もありましたら、またよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。